令和4年法改正対応無料相談会

法改正への対応は十分ですか?1つでも当てはまれば要注意

- ☑ 従業員101人以上で、週20時間以上のパートがいる
- ☑ 65歳以上の兼業従業員がいる
- ☑ 会社のハラスメント対策を従業員に周知していない
- ☑ 妊娠・出産の申出への対応が制度化できていない
- ☑ 職場のトイレが男女別になっていない
- ☑ 酒気帯びの有無の確認方法が決まっていない
- 日時 令和4年 1月 24日(月) / 1月 27日(木) 9:30~16:30 (1社あたり約45分)
- 会場 庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル7F 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル3F

令和4年の法改正は事業主への義務規定が多くあります。 制度設計の見直しや就業規則の整備等を行いましょう!

自社は中小企業だから法改正といってもあまり関係ないのでは?と考えていませんか。

令和4年の改正内容は、むしろ中小企業が新たに対象となるものが多く、行う必要がなかった、努力義務どまりだった規定が義務規定となっています。

従業員数101人以上の事業所はさらに注意が必要

101人以上の従業員がいる事業所は、 **短時間労働者の社会保険加入の対象**とな ロます

現状のパート・アルバイトの方に対して も社会保険加入義務が発生する可能性が あるため、雇用契約の見直しが必要にな るかもしれません。

他にも、育児介護に関する「**一般事業 主行動計画**」の策定の対象にもなります ので、届出準備をする必要があります



就業環境に関する改正も忘れずに

育児・介護休業やパワハラ対策に関しても改正され、就業規則等に定めておくだけでは不十分です。制度等をしっかりと整備し現場レベルに落とし込む必要があります。

具体的に何をすればいいかわから なければ、ぜひご相談ください。

直近の主要な法改正

世近の主要な広以上				
施行日	概要			
令和3 12/1	労働安全衛生法改正 原則、職場 トイレの男女別設置 が義務化			
令和4 1/1	マルチジョブホルダーの制度化 65歳以上の兼業従業員が複数の事業所の所定労働時間を合算して20時間以上になると 雇用保険 の加入義務が発生します。			
4/1	育児・介護休業法改正 1,出産・妊娠の申出を受けたら 育児休業等の制 度利用の意思確認等 をしなければならない。 2,出生時育児休業(男性育休)の新設			
4/1	一般事業主行動計画策定の対象事業主の拡大 常用雇用労働者が101人以上の事業所は、 一般事業主行動計画の <u>策定・届出</u> 、女性活躍に 関する情報を <u>公開</u> することが義務となります。			
10/1	短時間労働者への社会保険適用拡大 従業員数101人以上の事業所は、 <u>社会保険加入</u> 義務が発生する短時間労働者の範囲が拡大しま す。			

他にもまだまだある令和4年の法改正

施行日

1/1 健康保険法改正

・傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6カ月間となります

4/1 育児・介護休業法改正

- ・育児・介護休業の**分割取得が可能**となり ます。
- ・<u>有期雇用労働者</u>の育児・介護休業の取得 要件が緩和されます。

10/1 育児・介護休業法改正

・育児休業中の社会保険料免除の要件が緩和されます。

道路交通法施行規則改正

・運転しようとする及び運転終了の運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状態を**目視等で確認**しなければなりません。

そして確認内容を**記録し、1年間保存**する義務があります。

道路交通法施行規則改正

・当該運転者の状態を目視等だけでなく、 **アルコール検知機**を用いて確認しなければなり ません。

無料個別相談会申込用紙					
会 場	□ 庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル7F □ 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル3F				
	□ オンライン相談希望(PCをご用意ください。ソフトは不要です)				
希望日	□ 1/24 (月) □ 1/27 (木) <u>(希望時間につきましては、2つ以上団お願いします。)</u>				
時間	□ 9:30~ □ 10:30~ □ 11:30~ □ 12:30~ □ 13:30~ □ 14:30~ □ 15:30~ □ 16:30~				
相談希望内容	 □ 短時間労働者への社会保険適用拡大 □ マルチジョブホルダー制度 □ アルコールチェックの義務化 □ その他(○ 後数選択可。希望する内容に図をご記入ください) 				
会社名			業種	従業員数	
会社情報	所在地:				
	TEL:	FAX:			
ご参加者	①御役職・御芳名		メール		
	②御役職・御芳名		メール		
・お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。 ※FAX以外をご希望の場合、右記よりご希望方法をお選びください。(□ T E L 希望 □メール希望) ・もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊事務所までご連絡お願いします。(TEL:0120-66-8050)					

